



職場の転倒災害を防ぎましょう！

～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

主な原因は「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」



すべり注意

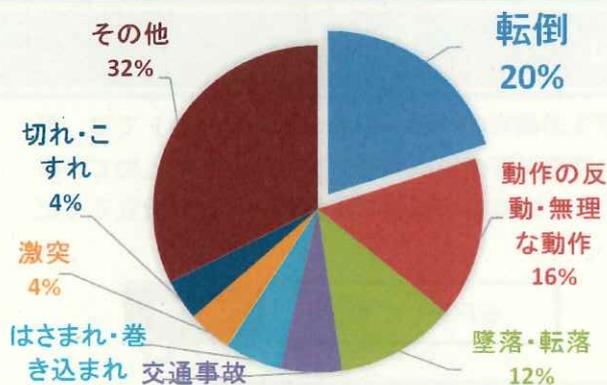


つまずき注意



踏み外し注意

- 転倒災害防止の基本は **段差解消、乱雑解消、濡れ解消**
- 労働災害のうち転倒災害は最も多く **全体の5分の1**
- 転倒災害の **約4割**は **60歳以上**

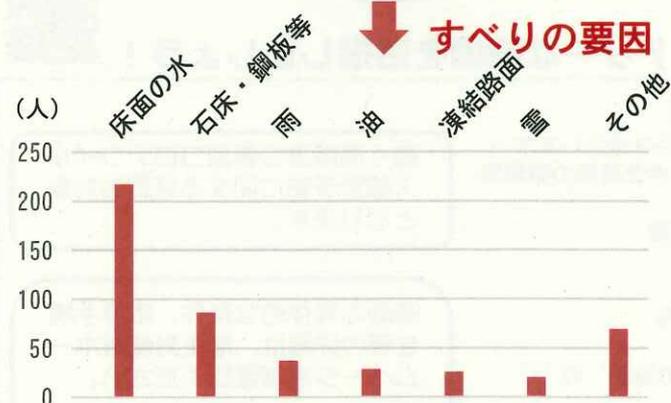
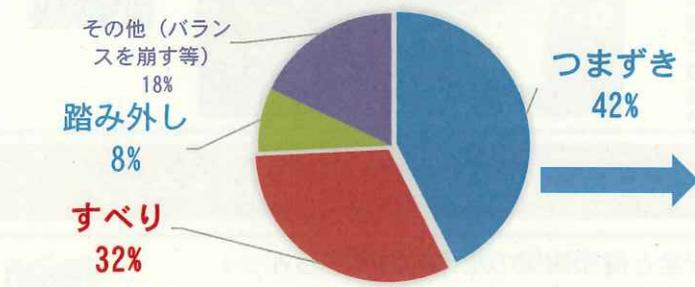


事故型別労働災害発生状況
(令和3年、東京、休業4日以上、12,876人)



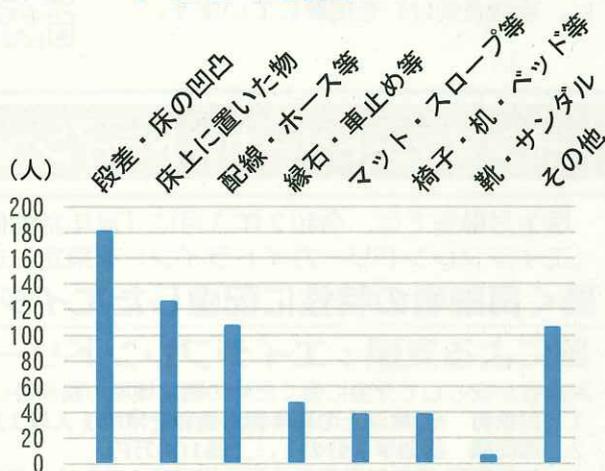
年齢別・男女別の転倒災害内訳
(令和3年、東京、休業4日以上、2,582人)

資料出所：労働者死傷病報告



資料出所：平成30年～令和2年の転倒災害（休業1か月以上）に係る自主点検結果1,524件の分析

つまずきの要因



ポイント

- 「段差解消」
- 「乱雑解消」
- 「濡れ解消」



6月は、転倒災害防止の重点取組期間です！

東京労働局・労働基準監督署 ～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～



1 重点取組期間に実施する事項

- ① 6月の実施事項
 - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、防止対策の実施(定着)状況の確認
- ② 準備期間(冬季前)の実施事項
 - ア 積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
 - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

2 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去等

3 冬季における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

あなたの職場は大丈夫?
転倒の危険をチェックしてみましょう

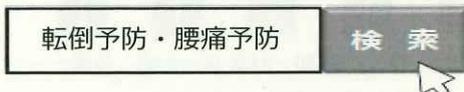
転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>



啓発資料や動画教材資料を掲載しています

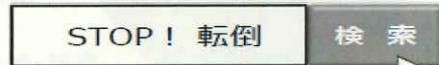
厚生労働省ホームページでは、啓発資料(教育資料としても使えます)・リーフレット・動画(転倒・腰痛予防!いきいき健康体操)など転倒や腰痛を予防するための様々な情報を掲載していますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。



東京労働局ホームページでは、転倒予防のための教育用資料(労働者向け、管理者向け)を掲載しています。



厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」では、転倒や腰痛災害の災害事例、防止対策をまとめていますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。



エイジフレンドリーガイドライン(高齢者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を策定しました。



働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう!

国による支援: エイジフレンドリー補助金

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。

- 1 対象者 60歳以上の高齢労働者を常時1人以上雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費 高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費
 - 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防
 - ・飛沫感染を防止するための対策
 - ・介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器 等
 - 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・通路の段差の解消措置
 - ・危険箇所への安全標識や警告灯の設置 等
 - 健康や体力の状況の把握等
 - ・体力チェック
 - ・運動、栄養、保健指導の実施
 - ・保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動 等
 - 安全衛生教育の実施
 - ・高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育 等

働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防に関する経費も対象となります。

補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを御確認ください。

